

(様式第1号)

平成30年度 第2回 芦屋市予防接種運営委員会 会議録

日 時	平成31年2月28日(木) 午後1時30分～午後3時
会 場	芦屋市医師会医療センター
出席者	委員長 高 義雄 委 員 河盛 重造, 長澤 豊, 木下 新吾, 三井 幸裕 欠 席 仲西 博子 関係機関 石見 健児, 山本 のぞみ, 村上 悠希 事務局 細井 洋海, 田中 佐代子 米川 彩佳, 鈴木 満美子
事務局	こども・健康部 健康課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0 人

1 議題

- (1) 平成30年度(4月～12月)予防接種事業実績について
- (2) 平成31年度予防接種事業実施計画について
 - ① 風しんに関する追加的対策について
 - ② 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期接種の対応について
- (3) その他

2 配布資料

次第

芦屋市予防接種運営委員会設置要綱

芦屋市予防接種運営委員会委員名簿

資料1 第7章 感染症対策事業

資料2 風しんに関する追加的対策 骨子

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き(第1版)

資料3 平成31年度以降の肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期接種の対応について(情報提供)

参考資料 麻しん(はしか)について

平成30年度 芦屋市の予防接種について

3 審議経過

(事務局米川)

平成30年度(4月～12月)予防接種事業実績について説明(資料1)

(河盛委員)

今後、2種混合ワクチンや麻しん風しんワクチンなどの接種対象者についての接種勧奨をする予定はありますか。

(事務局米川)

今年度に関しては、11月に2種混合ワクチンの勧奨をすでにしており、1月にMRワクチンの勧奨を行っています。

(河盛委員)

すでに勧奨をしていることを考慮すると、2種混合ワクチンの接種率が低いように感じます。勧奨はがきを送付した直後は、接種者数が増えることが多いですが、今年度は接種者数が増加していないように感じます。日本脳炎ワクチンの勧奨は、最近行ったのですか。

(事務局米川)

11月末に送付したため、実績に反映が来ていません。

(高委員長)

何か他に質問等はございますか。

(長澤委員)

表についてお伺いしたいのですが、各ワクチンの接種回数ごとの接種者数を記載している分に加えて、合計を記載していることにはどういった意味があるのでしょうか。合計は1年を通した数ということでしょうか。

(河盛委員)

合計どれだけのワクチンを使ったかということかと思います。

(長澤委員)

統計の取り方であるため、仕方がない面もあると思いますが、平成30年度については、4月～12月の統計を出しているため、表を並べるのであれば、平成28年度、平成29年度についても4月～12月までの統計としてそろえないと、増減等の傾向が分からないのではないのでしょうか。

また、麻しん風しんワクチン等で今年ワクチンが不足していたため、芦屋市で接種ができなかったというような事例については把握しておられますか。

(事務局米川)

ご意見ありがとうございます。表については、次回の予防接種運営委員会の際にご意見を反映したいと思います。

(事務局細井)

麻しん風しんワクチンについて、市民から受けられなかったという問合せは特にありませんでした。高齢者のインフルエンザの時期は、任意接種の方から何かご連絡をい

ただくことはありましたが、特段目立ったものはございません。統計については、比較対象ができる表にさせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

(高委員長)

では、議題2についてお願いします。

(事務局米川)

平成31年度予防接種事業実施計画について説明(資料2, 資料3, 参考資料)

(高委員長)

まず、風しんについて何か質問はございますか。

(河盛委員)

確認ですが、対象者については、風しんワクチンの接種歴は問わないということでしょうか。

(事務局細井)

一旦は全ての方に送付したいと思います。手引きのフローに従って抗体検査の対象者であるかの確認をするように示してあります。

(河盛委員)

このフローでは、風しんの予防接種を受けたことがある方は抗体検査の対象ではないとなっているかと思えます。

(事務局細井)

かつ、その記録がある方のみです。

(河盛委員)

ワクチンを接種して抗体がない方は、今回の定期予防接種としての接種はできないということになりますね。

(事務局細井)

ただ、希望をすれば拒否できるものではないのだろうと思います。

(河盛委員)

電話で、過去に接種をしたことがあるが、どうしたらよいのかといった問合せがあった時には、どのように対応すればよいか悩むかと思えます。この場合は、本人が接種を希望すればよいですか。

(事務局細井)

全体的に手引きでは、希望するのであれば、拒まなくてよいといった趣旨にはなっています。基本的には、接種記録で確認するということになっており、確認できる記録は母子健康手帳しかないのではないかと考えてはいますが、対象者へはこのフローに基づいて受けていただく予定としております。

(長澤委員)

それは、受けてもらってもよいということでしょうか、それとも受けられないということでしょうか。例えば母子健康手帳に受けたという記載があった場合は受けてもよい

ということでしょうか。

(事務局細井)

手引きのフローに沿って、かつその記録があれば、対象ではありません。

(長澤委員)

そうすると、受けられないということになるかと思います。

(高委員長)

記録があるということは、抗体があると考えるということだと思います。

(河盛委員)

この事業は、私としてはおかしな点があるのではないかと感じています。昭和54年4月2日以降の方は、ワクチンの接種を受けているとなっていますが、実際には、男女あわせて2割程度しか接種率がないように感じています。また、男性のみとなると接種率は2割もないか感じております。国の事業であるため、抗体の有無について明確な記載をしていないのかもしれないと推測しております。

(高委員長)

接種をしても抗体がつかないということは、今回接種をしても抗体がつかない可能性があるということで対象から省いているかもしれないと私は考えておりました。

(河盛委員)

その可能性は高いです。

(高委員長)

ワクチンを接種したような記憶はあるが、記録として残っていない方についてはどのように対応をしたらよろしいでしょうか。

(事務局細井)

手引きでは、記録があつたとしても、本人の希望があれば、抗体検査は受けていただいてもよいということが書いてあります。

(高委員長)

風しんにかかったことがあるかどうか、明確には分からない状態で、本人の風しんにかかったことがある、発しんが出たことがあるというような内容からしか情報はないということかと思います。それならば、フローの一番上の「風しんにかかったことがある」には、ほぼ全員が当てはまらず、次の「過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、かつその記録がある。」というところで対象者の絞り込みがされるのではないかと思います。

(事務局細井)

医療機関や、健診機関用にも厚生労働省が2月22日に同様の趣旨の手引きを発出しておりまして、そこには、「過去に風しんの予防接種を受けていた場合にはどのように扱えばよいでしょうか。」という質問があります。「過去に風しんの予防接種を受けたことがありかつその記録が確認できる場合は、本対策の抗体検査及び予防接種を実施しなく

てもかまいませんが、受診者が風しんの抗体検査または風しんの第5期の定期接種を希望される場合には、風しんの抗体検査を実施してもかまいません。」と示しがあります。

(高委員長)

39歳～56歳の方が対象ということは変わらないですか。

(河盛委員)

現時点では対象は変わらない予定です。しかし、流行状況を見て再度実施をする可能性はあります。

(河盛委員)

検査法については、HI法等の方法を使用してもかまわないということですか。

(事務局細井)

抗体検査に関しては、手引きの8ページに記載している検査のうち、どの種類を使ってもよいということと、金額を示しているかと思えます。16ページにそれぞれの抗体検査の価格を国が統一で決めており、医療機関ごとにどの方法を使用してもよいこととなっております。

(河盛委員)

一番上に保健所で行う場合と書いている金額が、保険点数をそのまま書いている金額となります。

(長澤委員)

しかし、これはEIA法とHI法では金額に差がかなりありますが、精度はどれがよいですか。今までであれば、風しんに関しましては、HI法での検査で十分でしたが、HI法の精度で問題はないでしょうか。

(河盛委員)

HI法で実施できるのであれば、HI法を使用して実施をするとよいと思えます。しかし、抗体検査の試薬がなくなる等の色々な事情を鑑みてその時にできる検査を実施することがよいと思われます。

(長澤委員)

どちらが正確といえますか、本人のためになるでしょうか。

(河盛委員)

検査をすることは、本人のためになるでしょうが、検査結果、抗体が低いと判断された方が、もし接種をしたとしても本人に対して不利益が出るわけではありません。EIA法の方が陽性となる確率は少し高いとは思いますが、HI法で陰性と出ていて、EIA法でならば陽性になった方も、接種をしたから不利益があるというわけではないので、どの方法を選ばれても、よいかと思えます。

(高委員長)

今回の風しんの抗体価の基準は、一般とは異なりますね。

(河盛委員)

今回は8倍以下の方が接種の対象者となっております。一般では抗体価は、16倍以上であればよいとしていますが、この基準を今回適用してしまうと、過去に接種したことがある方も下がっている可能性があるからではないかと思えます。実際にかかったことがある方も30年程経過すると、16倍程度には下がっている可能性が大いにありうるからではないでしょうか。

(高委員長)

では、16倍ぐらいの方が接種をしてくださいというように、今回はならないということ間違いはないですか。

(河盛委員)

はい。ただし、ワクチンの接種歴がある場合とない場合で違いまして、このたびは、ワクチンの接種歴がないという前提のため、16倍であれば抗体はあると考えるということだと思います。ワクチンの接種歴があるが検査結果が16倍であれば低いということです。ワクチンの接種歴がないにも関わらず、16倍ということは、過去にかかったことがある可能性が高いということであるため、基準を8倍に以下に定めているのではないかと思えます。実際に小学生の時にかかっており、40代になれば抗体は下がってきていると思えます。ただし、抗体が下がっていると言っても、ワクチンを打って下がった方と、実際にかかって下がった方とは考え方が大きく異なります。

(高委員長)

それはどれぐらい下がるものでしょうか。そういった方の抗体の下がる率は異なるものではないでしょうか。

(河盛委員)

いいえ。実際にかかっていた場合には、抗体以外の要素もあります。細胞性免疫の問題等もあるため、実際にかかっている人が再度かかる可能性ということは、ほとんどないと考えてよいと思えます。ワクチンを複数回打っても抗体が上がらない人がいますが、EIA法では上がっている場合もあります。

(高委員長)

ワクチンの接種は、全国どこでも受けてもいいということですよ。

(事務局細井)

稼働年齢層が対象となっておりますので、ご理解のとおりです。

(高委員長)

では、会社で実施するかについては分からないですね。

(事務局細井)

はい。どこで受けられるかは分からなくて、請求と結果は、全て国保連に行き、国保連からまた、当該クーポン券を発出した自治体に請求と結果が来るという流れになっております。手引きの18ページに具体的な運用と概念図があります。市区町村と対象者・実施機関とありまして、この実施機関が医療機関あるいは検査機関ということになりま

す。市区町村は対象者の方へ受診票と予診票に貼付するクーポン券の発行をするということですので、クーポン券だけでもいいかと思うのですが、芦屋市としては、医療機関等の混乱・混雑を避けるために抗体検査の受診票は同封してお送りする予定です。それを受け取られた対象者が勤務先の近くで受けられるか、あるいは休日に芦屋市で受けられるかは分かりませんが、受けていただくと、医療機関はその結果を国保連の方に請求書とともに送っていただき、芦屋市はそれを受け、国保連を通じてお支払いをするということになります。これは、全国統一の様式になっておりまして、クーポンの様式は手引きの20ページにあります。

(高委員長)

芦屋市は集合契約を行うのですね。兵庫県は行わないですね。

(事務局細井)

県は行いません。

(高委員長)

もう一度伺いますが、芦屋市の対象者はどれぐらいおられますか。

(事務局米川)

この制度の対象者は11,500人であり、今年度の送付対象者が4,500人です。

(河盛委員)

今年度、送付対象者は3つに分ける予定ですか。

(事務局米川)

今年度、案内を送る年代が国で定められておりまして、その年代に該当する方が4,500人です。

(河盛委員)

分けて実施するという認識で合っていますか。

(事務局米川)

今年度は、昭和47年4月2日生まれから昭和54年4月1日の間に生まれた方へ送付します。

(高委員長)

これは、新聞等に出た時に問合せが来るのではないのでしょうか。

(事務局細井)

多くはないですが、少しずつ問合せは来ております。対象者へは、クーポンを送付する予定としていますということのみをお伝えしています。

(高委員長)

他に何かご質問等はございますか。

(関係機関)

風しんの定期予防接種について、手技方法等は決まっていますか。

(河盛委員)

決まっていないです。

(関係機関)

抗体検査が陰性の方は接種対象となりますが、その値段は決めていますか。

(事務局細井)

基本的に、芦屋市では子どもを対象にしたワクチン代と同額の支払いをしようと考えていました。国からワクチン代と手技料等を含んだそれぞれの自治体の単価で支払うようにという説明がありましたが、阪神間で情報収集しているところです。

(高委員長)

阪神間で統一する予定ですか。

(事務局細井)

その点はまだ検討できておりません。阪神間でスタートする時期にばらつきがあるので、現在は情報収集をしている段階です。

(関係機関)

抗体検査はどこでも受けられると思いますが、ワクチンの接種はどこの市でもできるのでしょうか。

(事務局細井)

全国統一であるため、どこでも可能です。集合契約に基づき、対象者が医療機関で接種を受けられましたら、医療機関は対象者に接種済み証を発行し、ワクチンの接種報告と接種ワクチン代等の請求を自治体へ送り、自治体から費用のお支払いをするという流れになっています。クーポン券に金額は記載する予定です。

(河盛委員)

企業の医者であれば、企業内の診療所で自分の会社の該当社員を集めて、接種をすることが可能ということでしょうか。

(事務局細井)

全ての事務委任をする引受け元が日本医師会になっていることが13ページに紹介されています。医師会の所属の方、また所属以外の方もできるだけ事務委任をするということになっておりますので、それぞれの医師の判断によると思っています。

(河盛委員)

会社で実施すると大きな会社は都市部に固まっているため、ワクチンが都市部に流れ、他の地域が減る可能性があるかと思っています。過去にも、企業が実施するとそこにワクチンが大量に行き、他に出回らなくなるといったことがありました。今回も、そういったことが起こる可能性があるかと思っています。企業でも診療所の届出が必要となると思いますが、企業内で届出をしているところであれば、ワクチンがそこへ大量に行くこともありえます。一度に大量に買うため、どうしてもそこにワクチンが行きやすくなるかと思っています。

(高委員長)

次に高齢者肺炎球菌ワクチンのことについて、何かご質問等はございますか。

(河盛委員)

高齢者肺炎球菌の場合、クーポンを送る段階で、すでに接種された方は、除いて送っているということでしょうか。

(事務局米川)

定期的予防接種という形ですでに接種された方については、除いております。

(河盛委員)

クーポン券を持ってきたら、接種をして問題ないということでしょうか。

(事務局米川)

任意で接種している方については、こちらでは把握できないため、必ずしも接種をして問題がないというわけではないです。

(高委員長)

接種し忘れた人にとっては、今年度からのこのような制度はよいと思われれます。

(河盛委員)

他市は、兵庫県西部を中心に、任意接種のワクチンの助成をしている自治体が年々増えております。芦屋市が風しんワクチンの助成制度を始めた時には、他市にはあまりなかったですが、今は兵庫県の中でも任意接種の助成をしている市が増えてきているため、芦屋市は、今では下から数えて何番目かといった状況であります。近隣の自治体で、子どもに対して色々しているとアピールされるところがあるとそういった市の人口が増えていく傾向があります。明石市がその代表であるように、明石市の近くの自治体は、大幅に人口が減り、若い世代は明石市に移動していく傾向にあります。芦屋市の近隣では、西宮市が、「子育てするならば西宮市」と称しており、向こうの方がいいのかと転出する方もおります。0歳の人口が、芦屋市は年々減っておりますし、できるならばそういった事業も考えてほしいと思っております。おたふくかぜは近年1歳以上の接種率が急上昇しており、1歳以上であれば、80～90%程度の人が接種しております。ロタウイルスワクチンよりも上昇しています。おたふくかぜは後遺症が残ることも多いため、できれば助成をしていただければ大変ありがたいのではないかと思います。

(高委員長)

任意接種の助成事業を芦屋市でも、さらに増やしてほしいということですね。この件については、おたふくかぜは西宮市等では実施しておりますか。

(河盛委員)

いいえ。しておりません。助成については、阪神間はあまりしておりませんが、明石市より西側の地域については、ほとんどの自治体がしております。阪神間は近隣がしていないため実施していないのかと思います。

(高委員長)

任意接種の助成事業について、芦屋市で検討していただければと思います。

(事務局米川)

その他について2点報告。

- 1 接種間違い報告。今後も、芦屋市の予防接種事故防止マニュアルを確認のうえ、接種間違いの起こらないように徹底をお願いいたします。
- 2 承諾書の回収について。承諾書についてですが、平成31年度より承諾書に関する覚書を芦屋市医師会と締結したいと考えております。覚書を締結することで、承諾書の提出は前年度から受託内容の変更がない限り不要となり、受託内容の変更が生じた際には、変更届の提出、新規開設等による新たに予防接種を受託する医療機関には、承諾書を提出していただくという形に変更する予定です。

(高委員長)

承諾書を平成31年度に提出をすると、それ以降は提出が必要ないということですね。

(事務局米川)

変更がない限りは提出の必要はありません。

(高委員長)

他に質問やご意見はございますでしょうか。

特にならなければ、議事議題は終了いたします。ありがとうございました。

以上